

令和元年度（第7期）事業計画

一 基本方針 一

近年、国、県を皮切りに、徳島県下においても公共嘱託登記に一般競争入札制度を採用する市町村が増えてまいりました。しかし、私達は設立の趣旨が一般の法人とは大きく違うため、価格のみの競争社会の中で公益社団法人を運営していくのは非常に難しくなっております。

もちろん、公益に寄与するという私達の目的を充分理解し、活用していただいている官公署もまだ数多くございますが、残念ながら受託高は2年連続してダウンしており、本年度は予算的にもこれまでのような大きな公益自主事業が出来ない状況にあります。

このため、本年度の事業計画は従来に比べて小規模にはなりますが、出来るだけ効率よく広範囲での自主事業を展開し公益に寄与したいと考えております。

なお、新規事業としましては、土地家屋調査士法の第1条が「不動産の登記に関する登記及び土地の筆界に関する専門家」と改正されることから、筆界の専門家として官民境界確定の補助業務を推進してまいります。

一方で、今後も価格のみの競争が当然のような時代に向かうのであれば、それは、私達の公益社団法人は存在意味を持たないこと（＝解散）を意味します。執行部と致しましては、このことについても準備をしておき、私達を必要としてくれている官公署に対しましては、迷惑をかけないよう別の受け入れ体制が提案出来るようなガイドラインを策定しておく必要があると考えております。

以上、本年度は変則的にはなりますが、2つの方向から事業計画を立てることとしました。

＝本年度の重点目標＝

1. 法定事業（公共嘱託登記に係る受託事業）

官公署等からの依頼に基づく不動産の表示に関する登記について、必要な土地または建物に関する調査、測量、嘱託登記手続きの代理業務

2. 関連事業（地図整備および官民境界に係る受託業務）

不動産登記法第14条地図作成業務

官民境界確定補助業務の推進

3. 自主事業（土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業）

各種基準点の設置並びに点検

県立高校等を対象とした出前授業

不動産登記及び土地の境界に関する無料相談

外部研修への講師派遣

インターンシップ学生の受け入れ

4. 組織運営

公益法人解散に向けてのガイドライン策定

一 総務部 一

1. 組織の整備および強化（公益法人として）
 - (1) 定款や貸借対照表など各種資料の公開（透明性の確保）
 - (2) 円滑な協会運営のための対応（規則・規程・細則の整備）
 - (3) 登記所備付地図作成業務へ積極的な支援（関連事業、自主事業）
 - (4) 地図作成実務研修会への参加（関連事業の支援）
 - (5) 社員間の連絡協調の強化（地区会の開催）

2. 外部との連絡協調
 - (1) 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会・研修会への参加
 - (2) 四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会・研修会への参加
 - (3) 他公嘱協会と連携し交流を深めるとともに知識や技術の向上を目指す
 - (4) 徳島県土地家屋調査士会・徳島県土地家屋調査士政治連盟との連携

3. インターンシップ学生の受け入れ

4. 自主事業の実施
 - (1) 不動産登記及び土地の境界に関する一般市民向け無料相談会の実施
徳島 地区：年2回（9， 3月）新浜交流センター
吉野川地区：年6回（8， 10， 12， 2， 4， 6月）吉野川市役所等
阿波 地区：年2回（7， 12月）阿波市役所等
 - (2) 境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発
 - (3) 官公署用地担当職員等の外部研修への講師派遣
 - (4) 防災用具等の備付
 - (5) 県立高校等を対象とした出前授業

一 経理部 一

1. 理事会において承認された予算の適正かつ弾力的な執行

2. 経理処理の透明性確保のため、経理処理の状況を毎月公表する

3. 会計士の助言・指導のもと、現行の公益法人会計基準による会計処理を行うと共に、事務処理の合理化を図る

一 業務部 一

1. 各発注官公署の業務発注に対する対応・事業啓発活動
 - (1) 発注官公署との単価協定の継続
 - (2) 各発注官公署との随意契約業務の適正受託及び維持
 - (3) 入札業務の対応
 - (4) 入札業務における入札方式の改善要望
 - ・顧問県議を通じて県土整備委員会へ改善要求を継続
 - ・価格と品質の両面から競争を行う総合評価方式の採用
 - ・最低制限価格の採用依頼
 - ・過去の実績や技術者人数、賠償保険等の経営事項審査の取り入れ
 - (5) 各発注官公署への業務啓発・受託推進
 - ・業務完了後における対応
 - ・官民境界確定補助業務のPR活動

2. 業務処理の適切な運用
 - (1) 運用基準の内容について社員への周知
 - (2) 受託業務の一括管理

3. 研修会等の開催、社員への伝達
 - (1) 業務研修会の開催後のフォロー（状況により再度の研修会）
 - (2) 積算研修、標準成果品の作成及びHPへの掲載、協会保管成果CD提出
 - (3) 器械点検期限・賠償責任保険提出一覧のHPへの掲載及び社員へのメール配信
 - (4) GNSS研修会

4. 地籍調査業務参入についての検討

5. 自主事業の実施
 - (1) 各種基準点の点検作業
 - (2) 境界確定をした公道への境界標設置作業

6. 業務委員会の適正運営

7. GNSS測量委員会の適正運営
 - (1) 登記所備付地図作成業務基準点測量作業の協力
 - (2) 研修会の実施
 - ・登記所備付地図作成業務基準点測量作業、登記基準点測量作業に伴う研修会の開催
 - ・GNSS測量研修会の開催

- (3) 日本測量協会研修会への参加
- (4) GNSS機器等の保守管理